

## 自筆証書遺言の方式緩和

平成30年7月13日に公布された改正民法によって、相続関係の内容が大幅に変更されます。

最も早く施行されるものとして、平成31年1月13日から自筆証書遺言の方式が緩和されます。

現行法では、遺言書の全文を自筆する必要がありますので、財産が多数ある場合は、財産目録も含めて全部を手書きする必要がありますが、これが負担になっていました。

改正法では、自筆によらない財産目録を添付することができるようになりますので、パソコンで作成した財産目録や通帳のコピーを添付することが可能になります。ただし、偽造防止のために、これらの財産目録には署名押印をする必要があります。

### ◆改正法のポイント

#### 自筆証書遺言の方式緩和

パソコンで作成した財産目録や通帳のコピーや不動産登記事項証明書等を財産目録として添付して、自筆証書遺言を作ることができる。

(司法書士 小司隆信)



## 司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

